

原子力研究所法案（第四次案）

昭和三一・一・二四

第一章 総則

（目的）

第一条 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）に基き、原子力の開発に関する研究、実験その他原子力の開発促進のため必要を事業を行い、もつて原子力の平和利用に資することを目的として、ここに原子力研究所を設立する。

（法人格）

第二条 原子力研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 研究所の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、研究所の設立に際し、億円を出資する。

（定款）

第五条 研究所は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならな

ら。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

2 定款の変更は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

c114-014-007

第六条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することできない。

（解散）

第七条 研究所の解散に関する事項は、次に定めるものを除くほか、別に法律で定める。

2 研究所が解散した場合における残余財産は、国庫に帰属する。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 研究所に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以

内及び監事二人以内を置く。

（役員の仕事及び権限）

第十条 総裁は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、定款で定めるところにより、総裁を補佐して研究所の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して研究所の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、研究所の会計を監査する。

（役員の仕事）

第十一条 総裁及び副総裁は、原子力委員会の推薦に基いて、内閣が任命する。

2 理事は、総裁の推薦に基いて、内閣が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見を聞いて、内閣が任命する。

(役員任期)

第十二条 総裁、副総裁及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはいかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者

四 前号に掲げる事業者の団体の役員又はいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者

(役員解任)

第十四条 内閣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣は、役員が心身の故障のため職務の執行ができなると認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があることを認めるときは、内閣の都合によりこれを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十六条 研究所と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、

代表権を有しない。この場合においては、監事及び研究所を代表する。
(代理人の選任)

第十七条 総裁は、副総裁、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(参与)

第十八条 研究所に参与若干人を置く。

2 参与は、研究所の重要な業務に参与し、総裁の諮問に應ずる。

(役員、参与及び職員の公務員たる性質)

第十九条 役員、参与及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 原子力開発に関する基本的及び総合的研究

二 原子力の応用に関する研究及び実験

三 原子力発電に関する実験

四 放射性同位元素の利用に関する研究及び実験

五 前各号に掲げるもののほか、原子力の実用化に関する研究及び実験

実験

六 原子炉の設計、建設及び操作

七 放射線障害の防止に関する研究

八 前各号に掲げる業務に係る成果の普及

九 原子力に関する研究者及び技術者の養成及び訓練

十 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要

要な業務

(研究の協力)

第二十一条 研究所は、研究者及び技術者の構成、研究及び実験の運営並びに施設の利用については、政府、学界及び民間が緊密に協力できるよりに措置しなければならない。

2 研究所は、原子力に関する民間の研究の委託を受け、又は研究を国若しくは民間の研究機関に委託することができる。研究所が研究の委託を受ける場合には、研究所に委託者の施設を設置し、委託者の研究者又は技術者を受け入れる等の措置を採ることができる。

(基本計画)

第二十二条 研究所は、総理府令で定めるところにより、業務開始の際、原子力委員会の決定した原子力に関する基本政策に基づいて、業務の基本計画を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 科学技術庁長官は、前項の認可をしようとするときは、原子力委員会の意見を聞かなければならない。

第四章 財務及び会計

(寄付及び研究成果の普及に伴う収入等)

第二十三条 研究所は、その業務を遂行するための資金に充てるため、民間から寄付を受け、及び工業所有権の譲渡その他研究成果の普及に伴う収入を得ることができ。

(政府の補助金)

第二十四条 政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、研究所がその業務を行うために必要な資金の一部を補助金として交付する。(事業年度)

第二十五条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事

業年度開始前に、科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。
これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に科学技術庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を科学技術庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(政府からの短期貸付)

第三十条 政府は、研究所に対し、短期の資金の貸付をすることができる。

(債務保証)

第三十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、研究所の債務について、保

証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第三十二条 研究所は、業務上の余裕金を銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分制限)

第三十三条 研究所は、政令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 研究所は、科学技術庁長官が監督する。

(監督上の命令)

第三十七条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所から、その業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(恩給)

第三十九条 この法律施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員たる者が、引き続き研究所の役員又は職員となつた場合には、同法第二十条に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給与等については、研究所を行政庁とみなす。

3 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九条の規定により研究所の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、研究所に納付すべき

ものとする。

第七章 罰則

(罰則)

第四十条 研究所が第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした研究所の役員又は職員を、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により科学技術庁長官の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七条の規定による科学技術庁長官の命令に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(設立の手續)

第二条 科学技術庁長官は、設立委員を命じ、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成し、科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。

3 前項の認可を受けたときは、設立委員は、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

4 出資金の払込があつた日において、設立委員は、その事務を研究所の総裁に引き継がなければならない。

5 研究所の総裁が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、役員全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

6 研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(昭和三十一年度の予算等に関する経過措置)

第三条 昭和三十一年度に係る第二十六条の規定の適用については、同条中「毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に」とあるのは「研究所の成立後遅滞なく、昭和三十一年度の予算及び事業計画を作成し」と読み替えるものとする。

(登録税法の改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第一号ノ六の次に次の一号を加える。

一ノ七 原子力研究所自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ五 原子力研究所ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 原子力研究所

(法人税法の改正)

第七条 法人税(昭和二十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二号中「農地開発機械公団、」の下に「原子力研究所、」

を加える。

(地方税法の改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号、第七十二条の四第一項第二号、第七十三条の四第一項第一号、第二百九十六条第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「農地開発機械公団、」の下に「原子力研究所」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の改正)

第九条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「日本電信電話公社、」の下に「原子力研究所、」を加える。

(資金運用部資金法の改正)

第十条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百七号)の一部を次の

ように改正する。

第七条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 原子力研究所に対する貸付

